

吾々は吾々の生活を踏みにじられる事と最極まで防め返すべし
 吾々の生活同僚の生活を幸福たらしめんと希望する人は今
 午(也)小松川春日所通り丸三商店に集合し吾々の採るべき道と
 合ふべきありませぬの。

別記四辨

要 報

- 一 今由ノ解雇ヲ全部取消ス事
- 一 解雇手当ヲ制定スル事
- 一 勤続年数ニ拘らず日給ノ六ヶ月
- 一 退職手当ヲ制定スル事
- 一 勤続一年ニ給料ノ二十日分一年以上二年以下三十日
 分以下一年以下増減ス毎二十日分ヲ増減ス事
- 一 罰金制年ヲ撤廃スル事
- 一 工場ノ設備ヲ完成スル事
- 一 衛生者ヲ絶好ニ出サシムル事
- 一 勤続手当ヲ増加スル事

總務部
 労働部

勞務第一一五〇號

大正十五年九月二十五日

警視總監 太田 政弘

15.9.27
 579

内務大臣 濱口 雄幸 殿
 社會局長官 長岡隆一 郎 殿
 大阪神奈川茨城各府縣知事 殿

日三製作所勞働爭議ニ関スル件

(第四報)

一 爭議團ノ行動

被解雇職工三五名ハ其後毎日爭議團本部タル小松川
 町無軌道社ニ集合市電自志會各支部其他友誼團體ニ